

千歳市スポーツセンター条例

昭和53年3月20日条例第3号

改正

- 昭和58年9月22日条例第23号
- 平成4年12月18日条例第32号
- 平成10年6月23日条例第16号
- 平成14年9月20日条例第27号
- 平成16年3月26日条例第8号
- 平成17年4月1日条例第17号
- 平成18年4月1日条例第24号
- 平成22年3月24日条例第12号
- 平成24年6月19日条例第11号
- 平成26年3月6日条例第2号

千歳市スポーツセンター条例

(設置)

第1条 スポーツ及びレクリエーション活動の普及振興を図り、もつて市民の心身の健全な発達及び健康の増進に資するため、千歳市スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 スポーツセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千歳市スポーツセンター	千歳市真町176番地の2

(管理)

第3条 スポーツセンターは、市長が管理する。

- 2 スポーツセンターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に開館時間を延長し、又は短縮することができる。
- 3 スポーツセンターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(1) 毎週月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、休日の翌日

(2) 12月28日から翌年1月4日まで

(3) 月の最後の金曜日。ただし、この日が休日に当たるときは、休日の前日

(使用の承認)

第4条 スポーツセンターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、スポーツセンターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の不承認)

第5条 市長は、次の各号の一に該当するときは、スポーツセンターの使用を承認してはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他スポーツセンターの管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第6条 第4条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、承認を受けた目的以外にスポーツセンターを使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 附属設備及び備付物品の使用料は、規則で定める。

3 前2項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項及び第2項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別な設備等の制限)

第9条 使用者は、スポーツセンターの使用に当たり特別な設備をし、又は既存の設備を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号の一に該当するときは、第4条第1項の承認を取り消し、若しくは使用の停止を命じ、又は承認の条件を変更することができる。

- (1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 使用者が偽りその他不正な手段により第4条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 使用者が第4条第2項に規定する承認の条件に違反したとき。
- (4) 第5条各号の一に該当することとなつたとき。
- (5) 公益上やむを得ない事由が発生したとき。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、スポーツセンターの使用を終了したとき、又は前条の規定により承認を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、直ちにその使用場所を原状に回復しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償の義務)

第12条 使用者は、スポーツセンターの使用により建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がその者の責めに帰すことができない理由があると認めるときは、この限りでない。

(販売行為等の禁止)

第13条 市長の承認を受けた者以外は、スポーツセンター及びその敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

(入場の拒否等)

第14条 市長は、スポーツセンターの管理上適当でないとする者に対し、スポーツセンターへの入場を拒否し、又はスポーツセンターからの退場を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第15条 スポーツセンターの管理は、市長が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にスポーツセンターの管理を行わせる場合にあつては、第3条第2項及び第3項中「市長が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると

認めるときは、市長の承認を得て」と、第4条、第5条、第9条、第10条、第13条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) スポーツセンターの使用の承認に関する業務
- (2) スポーツセンターの建物、附属設備及び備付物品の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツセンターの運営に関する事務のうち市長が定める業務

(指定管理者の管理の期間)

第17条 指定管理者がスポーツセンターの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

(利用料金)

第18条 市長は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者にスポーツセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、第7条第1項及び第2項の規定による使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 5 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 6 第7条及び第8条の規定は、第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には、適用しない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、教育委員会規則で定める。ただし、第7条の規定は、昭和53年7月1日以降の使用者から適用する。

附 則（昭和58年 9 月22日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年12月18日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年 6 月23日条例第16号）

この条例は、平成10年 7 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成14年 9 月20日条例第27号）

この条例は、平成15年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 3 月26日条例第 8 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の千歳市スポーツセンター条例別表の規定、第 2 条の規定による改正後の千歳市体育施設設置条例別表第 2 の規定、第 3 条の規定による改正後の千歳市開基記念総合武道館条例別表の規定及び第 4 条の規定による改正後の千歳市温水プール条例別表第 1 の規定は、この条例施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお、従前の例による。

附 則（平成17年 4 月 1 日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千歳市スポーツセンター条例第15条の規定に基づきスポーツセンターの全部又は一部の管理を委託している場合については、平成18年 3 月31 日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成18年 4 月 1 日条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の千歳市スポーツセンター条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使



		者	者以	者	者以	者	者以	者	者以	者	者以	者	者以	者	者以	者	外の者		
専用	アマチュアスポーツに使用する場合	中学生以下	(210 )	(420 )	(700 )	(1,4 00)	(900 )	(1,8 00)	(1,4 00)	(2,8 00)	(470 )	(940 )	8,90 0	17,800	( )			( )	内は、
		高校生	(310 )	(620 )	(1,1 00)	(2,2 00)	(1,4 00)	(2,8 00)	(2,1 00)	(4,2 00)	(700 )	(1,4 00)	13,3 00	26,600	バ レ ー コ ー ト 1 面 の み の 使 用 料				
		一般	(620 )	(1,2 40)	(2,1 00)	(4,2 00)	(2,7 00)	(5,4 00)	(4,1 00)	(8,2 00)	(1,4 00)	(2,8 00)	26,5 00	53,000					
競技場	入場料等を徴収する場合		2,10 0	4,20 0	6,20 0	12,4 00	8,00 0	16,0 00	12,3 00	24,6 00	4,30 0	8,60 0							
			4,70 0	9,40 0	14,4 00	28,8 00	22,6 00	45,2 00	30,8 00	61,6 00	10,3 00	20,6 00	67,8 00	135,60 0					
	入場料を目的と		2,10 0	4,20 0	6,20 0	12,4 00	8,00 0	16,0 00	12,3 00	24,6 00	4,30 0	8,60 0	26,5 00	53,000					

第2体育館	その他の催物に使用する場合	等を徴しない場合													
		収益しない場合	26,700	53,400	82,000	164,000	127,100	254,200	174,300	348,600	57,400	114,800	383,400	766,800	
		収益を目的とする場合	18,500	37,000	55,400	110,800	84,100	168,200	108,700	217,400	34,900	69,800	248,200	496,400	
	アマチユアスポー	中学生以下	270	540	930	1,860	1,300	2,600	2,000	4,000	670	1,340	4,230	8,460	
		高校生	400	800	1,400	2,800	2,000	4,000	3,000	6,000	1,000	2,000	6,400	12,800	
		一般	800	1,600	2,800	5,600	4,000	8,000	6,000	12,000	2,000	4,000	12,800	25,600	
		等を徴しない場合	47,200	94,400	143,500	287,000	237,800	475,600	323,900	647,800	106,600	213,200	705,200	1,410,400	
		収益を目的とする場合													
		収益を目的とする場合													

	ツ に 使 用 す る 場 合													
	その他の 催物に使用 する場合	2,400	4,800	8,000	16,000	12,000	24,000	20,000	40,000	6,400	12,800	40,000	80,000	
会議室		230	460	750	1,500	1,500	3,000	2,300	4,600	750	1,500	4,600	9,200	
個人 で 使 用 す る 場 合	幼児室			150	300	150	300	150	300					
	中学生以下			無料	100	無料	100	無料	100					
	高校生			80	160	80	160	80	160			定期券 (1月間)	800	
	競技場・第2 体育館 一般			150	300	150	300	150	300			定期券 (1月間)		

トレー ニング 室										1,500
	65歳 以上		80	300	80	300	80	300		定期 券 (1 月 間) 800
	中学 生		150	300	150	300	150	300		定期 券 (1 月 間) 1,500
	高校 生		230	460	230	460	230	460		定期 券 (1 月 間) 2,300
	一般		450	900	450	900	450	900		定期 券 (1 月 間) 4,500



び夜間の使用の場合を含む。)にあつては、当該時間帯の使用料の額とする。

- 9 特殊電気設備等を施したときは、その設備等に要する費用(電気料等)を実費として徴収する。
- 10 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 11 使用者が入場料を徴収しない場合であつても、入場料を領収したとみなされるとき、会員制度等により会費を徴収しているとき、又は営業の宣伝その他これに類する目的をもつて使用するとき、入場料等を徴収する場合の使用料を徴収する。